

佐賀県規則第13号

佐賀県立総合看護学院管理規則を廃止する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和43年佐賀県規則第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の佐賀県立総合看護学院管理規則第23条の規定は、この規則の施行の際現に納入されていない授業料が納入されるまでの間は、なおその効力を有する。